

季節労働者の雇用失業対策の強化を求める意見書

季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えていた冬季技能講習など国の冬期雇用援護制度が廃止され、雇用保険法の特例一時金も 50 日分から 40 日分に削減された。このため、季節労働者はわずか 20 万円前後の特例一時金だけで厳寒の 3～4 ヶ月を生活しなければならないという、生存さえ危ぶまれる深刻な事態に陥っている。また、健康保険料や年金保険料を納付することが困難な季節労働者も増えており、命と老後が脅かされている。

政府は、2007 年度から通年雇用促進支援事業などを実施しているが、予算規模は少なく、労働者の所得保障にかかわるものは認められないため、有効な対策とはなっていない。本市においても、昨年度に通年雇用された季節労働者は、わずか 358 人であった。

季節労働者の通年雇用化を推進することは当然必要なことであるが、去年は建設業で季節労働者（短期雇用特例被保険者）が対前年比で 1 万人以上減少し、今年もさらに 5 千人以上減少していることが雇用保険統計で示されており、冬期間に雇用がないばかりでなく、年間を通じて失業者が増大している。

わが国において抜本的な雇用失業対策が求められている中で、季節労働者の雇用についても必要な措置を講ずる必要がある。

よって、国会及び政府においては、季節労働者の雇用失業対策を強化するため、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 雇用保険法を再度改正し、特例一時金を 50 日に戻すこと。
- 2 冬期雇用援護制度を復活するとともに、季節労働者のための冬期間の公的就労事業制度を創設するなどの新たな対策を講ずること。
- 3 通年雇用促進支援事業を季節労働者の実態に即して抜本的に見直すこと。
- 4 雇用を増やし、地域経済を下支えする生活密着型の公共事業を拡大するとともに、国において地方自治体の財源確保措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 21 年（2009 年）12 月 10 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣

（提出者）民主党・市民連合、日本共産党及び市民ネットワーク北海道所属議員全員